

事 務 連 絡
平成18年10月12日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産はちみつ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年9月27日付け食安輸発第0927001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産はちみつにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品
中国産はちみつ及びその加工品

2 検査項目
ニトロフラン類

(違反事例)

- 品 名：はちみつ
- 生産国：中国
- 製造者名：SHANDONG NATIVE PRODUCE INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.
- 検査結果：1-アミノヒダントイン (AHD) 0.002ppm (基準：不検出)
- 検 疫 所：福岡検疫所門司検疫所支所 (届出受付番号：第91001228310号1欄)
- 輸 入 者：内外交易有限会社